公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年11月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：リベリア国母子手帳を用いた母子保健医療サービスの質向上プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：リベリア国母子手帳を用いた母子保健医療サービスの質向上プロジェクト

調達管理番号：26a00806

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年11月11日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．　競争に付する事項

（１）業務名称：リベリア国母子手帳を用いた母子保健医療サービスの質向上プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2027年2月　～　2031年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第１期：2027 年 2 月　～　2029 年 3 月

第２期：2029 年 4 月　～　2031 年 4 月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第１期：

１）第１回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の18%を限度とする。

３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の4%を限度とする。

第２期：

１）第１回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の19%を限度とする。

３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の2%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第１期：

１）2027 年度（2028 年 2 月頃）

２）2028 年度（2029 年 1 月頃）

第２期：

１）2029 年度（2030 年 1 月頃）

２）2030 年度（2031 年 1 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

人間開発部　グローバルヘルス・保健第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年　11月　17日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年　11月　18日　12時まで

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3	質問への回答	2026年　11月　24日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年　12月　7日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年　12月　16日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１）消極的資格制限

２）積極的資格要件

３）競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「リベリア国母子手帳を用いた母子保健医療サービスの質向上プロジェクト（評価分析）」（調達管理番号：25a00800）の受注者（株式会社泪橋ラボ）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/1ij2fDxkKp

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６． プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（ https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本邦研修及び第三国研修の内容	第４条②（1）（2）
2	緊急産科・新生児ケアのための機材調達の内容	第７条

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計

画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙 1「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026 年 2 月
・RD 署名：2026 年 8 月 24 日

☒別紙 1「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙 2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）案件 3 本柱の相乗効果を踏まえた事業実施

本案件は、①母子手帳（Pregnant Women and Child Health Book: PWCHB)を活用した妊産婦及び乳幼児の健康管理と早期リスク発見、②医療従事者の能力強化及び医療機材維持管理体制の強化を通じた保健医療サービスの質の向上、③周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制の最適化、の 3 つの柱を相互に連携させながら実施するものである。母子手帳は、妊産婦及び保護者の適切な受診行動を促進するとともに、継続的な健康管理、危険徴候の認識、分娩準備及び紹介・搬送時の情報共有に活用される。加えて、緊急産科・新生児ケア（EmONC）に係る人材育成及び医療機材の適切な整備・維持管理により、保健医療従事者が質の高いサービスを提供できる体制を強化する。さらに、早期のリスク発見に基づく適切なトリアージ及び計画的な紹介・搬送を推進することで、搬送の遅延や患者集中による負担を軽減し、必要な医療を適時に受けられる体制の構築を目指す。受注者は、各活動を個別に実施するのではなく、これら 3 つの柱の相乗効果を最大化する観点から事業全体を計画・実施すること。

（２）対象施設の選定・見直し

詳細計画策定時には、紹介病院 3 施設及び保健センター等 5 施設の計 8 施設を主要対象施設として暫定的に選定している。しかしながら、これらの施設は現時点での暫定的な対象施設であり、プロジェクト開始後、各コンポーネントの実施ニーズや母子保健サービス提供体制を踏まえ、指標の計測対象となる対象施設を再確認すること。変更時は、PDM/指標・投入への影響を発注者と確認する。なお、母子手帳、EmONC 及び適時・計画的紹介・搬送に係る研修・能力強化については、対象施設以外の公的・民間保健施設や新たに包括的緊急産科・新生児ケア（CEmONC）施設として機能強化された施設を含め、追加対象施設の選定を柔軟に検討すること。

（３）母子保健関連医療機材の維持管理体制強化

リベリアにおける母子保健関連医療機材の維持管理上の課題を踏まえ、本案件では、国家保健医療技術管理戦略に基づく医療機材維持管理技術委員会の機能強化、生体医工学技師／技術者の能力向上及び医療従事者による予防保守の推進を通じて、医療機材の継続的な活用及び稼働率の向上を図ること。

（４）母子手帳の持続性確保

母子手帳の全国展開及び持続的な運用はリベリア保健省が主体的に担うことを前提とし、本案件はそのための基盤整備を支援する。受注者は、政府の主体性及び財政的コミットメントの強化に留意するとともに、印刷・配布・著作権管理等に係る運営ガイドラインの整備を支援すること。また、全国展開に向けた持続性確保の観

点から、政府予算の活用や他開発パートナーとの連携を含む資金確保方策について検討を行うこと。

（５）母子保健クラスター戦略を踏まえた案件実施

2023 年に発行のクラスター事業戦略「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケア強化」（以下、母子保健クラスター戦略）を踏まえ、本プロジェクト活動を通し、プロジェクト目標の達成のみならず、JICA 関連スキームの活用、及び政府・他開発パートナーなどとの連携・相乗効果によるコレクティブ・インパクト発現により、中間目標である母子保健カバレッジ指標、最終目標であるＳＤＧｓ指標の達成への貢献を目指す。

（６）人間の安全保障の推進

本案件は、最終受益者としてモンセラード州にて母子保健医療サービスを受診する妊婦及び新生児を対象としており、母子手帳の活用、保健医療人材の能力強化、医療機材の維持管理及び紹介・搬送体制の強化を通じて、妊産婦及び乳幼児が必要な保健医療サービスへ継続的かつ適時にアクセスできる体制の構築を支援する。事業の実施に当たっては、サービスの提供体制強化（保護）とともに、母子手帳を活用した利用者の主体的な健康管理（エンパワメント）の促進を含め、人間の安全保障の理念を踏まえること。

（７）ジェンダー平等及び女性のエンパワメントへの配慮

本案件は、母子手帳の活用、通常分娩および EmONC の質の向上及び紹介・搬送体制の強化を通じて、女性及び新生児の健康改善と女性のエンパワメントに貢献することを目指す。受注者は、女性の保健医療サービスへのアクセス及び利用の向上に関連する経済社会的要因に留意するとともに、PDM に定めるジェンダー関連指標を踏まえ事業を実施すること。

（８）障害者への配慮

本案件の実施に当たっては、障害のある女性及び子どもの母子保健サービスへのアクセス向上に配慮すること。受注者は、母子手帳及び EmONC に係る研修・教材開発等において、視覚障害者を含む障害のある利用者に加え、非識字者等にも配慮し、包摂的な母子保健サービスの推進を図ること。

第４条　業務の内容

①　共通業務

別紙 3「共通業務内容」のとおり。

② 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

受注者は、ガーナにおける第三国研修を計画・実施し、リベリアの母子手帳及び母子保健サービスの制度化・質向上に資する知見を習得する。また、UNICEF 及び UNFPA 等の開発パートナーとの連携のもと、ガーナやシエラレオネなど周辺国を中心にリベリアの成果・教訓の発信も行っていく。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	ガーナの母子手帳の策定、活用、普及のプロセス、制度化、持続性確保のための取組みについて学び、その知見をリベリア母子手帳の活用、普及、制度化の検討に活用する。
実施回数	1回
対象者	国家母子手帳調整委員会メンバー、保健省職員、州保健局職員
参加者数	約8名/回
開催期間	約7日/回
実施場所	保健省、ガーナヘルスサービス、などの関係省庁、アクラ近郊、州、郡病院およびプライマリーヘルス施設（必要に応じて視察）
実施形態	対面

（2）本邦研修・招へい

リベリアでは、従来使用されていた妊産婦保健記録と子ども健康手帳を統合した Pregnant Women and Child Health Book（PWCHB）が開発され、保健省、UNICEF、JICA 等の支援の下で試行導入が進められている。本邦研修では、日本における母子手帳の制度設計、普及・定着、関係機関の役割分担及び継続的な母子保健サービスの提供体制について学び、PWCHB の全国展開及び持続的な運用に向けたリベリア側の実施体制強化に資する知見の習得を図る。

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	保健省職員、州保健局職員

参加者数	約5名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

②ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、各成果の能力強化計画を具体化するため、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。またこれらの能力強化の上位における保健省や関係部局のキャパシティ、実現要因についても調査する。

⑤エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

⑧共創のための連携強化

母子保健クラスター戦略を関連機関と共創・連携を図るツールとして活用し、開発パートナー、ＪＩＣＡによる資金協力、民間企業、課題別研修などの研修受講者、食糧・ジェンダー・水と衛生・インフラ・デジタル・教育等の関係機関と必要性・実現可能性を踏まえて連携を検討し、共創による成果の最大化を図りつつ、プロジェクト活動を進める。

⑨母子保健クラスターモニタリング

「母子保健クラスター戦略」を踏まえ、年度ごとに、母子保健クラスター戦略最終目標、中間目標の指標に関するデータをクラスター指標モニタリングシートに取りまとめ、人間開発部母子保健クラスター戦略事務局に提出する。また、プロジェクト活動の母子保健クラスター戦略最終・中間目標への貢献について報告する。

第５条　報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務締結後1か月以内	英語	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	半年ごと	英語	電子データ	
クラスター指標モニタリングシート	年度ごと	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2部
			CD-R	1枚
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	2部
			CD-R	1枚

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

② プロジェクト実施の基本方針

③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）
① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）
添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
（ア） PDM（最新版、変遷経緯）
（イ） 業務フローチャート
（ウ） WBS 等業務の進捗が確認できる資料
（エ） 人員計画（最終版）
（オ） 研修員受入れ実績
（カ） 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
（キ） 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
（ク） 合同調整委員会議事録等
（ケ） その他活動実績

（５）事業完了報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。
（１）母子手帳最低基準のためのモニタリングチェックリスト、研修教材及びユーザーガイド（活動 1-4 にて作成）

（２）母子手帳の内容に関する妊婦及び家族向け IEC 教材（活動 1-9 にて作成）
（３）医療機材維持管理のための生体医工学技師／技術者向けチェックリスト（活動 2-5 にて作成）
（４）医療従事者向け EmONC 及び予防的ユーザー維持管理の研修資材（活動 2-7 にて作成）
（５）紹介・搬送及び周産期救急トリアージガイドライン及びツール（活動 3-3、3-10 にて作成）
（６）周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制に関する医療従事者向け研修教材（活動 3-5 にて作成）
（７）周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制のためのモニタリング及び評価用チェックリスト（活動 3-7 にて作成）

３．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（４）活動に関する写真

第６条　再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコ ンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ローカルコンサルタント	ベースライン調査及びエンドライン調査において、データ収集の補助やカウンターパートとの調整業務を行う。	2名	上限額

第７条　機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

☒ 受注者は、本プロジェクトにおいて発注者が調達する以下の機材について、以下の支援業務を行う。

① 入札図書作成支援業務

（ア）　　基本的仕様（参考銘柄を含む）の発注者への提案。仕様は発注者が決定する。

（イ）　　発注者が予定価格を決定するための参考銘柄の見積価格（付帯費用を含む輸送費・据付費用を含む）の収集および発注者への提出。

（ウ）　　入札図書案（発注者が決定した仕様に基づく仕様書、契約書案、輸送・据付の条件等を含む）の作成と発注者への説明・提出。配布用入札図書は発注者が作成する。

（エ）　　応札予定者からの質問に対する回答案の作成と発注者への説明。応札予定者への回答は発注者が行う。

② 入札会支援業務

（ア）　　入札会への立ち合い

（イ）　　入札結果評価報告書（案）の作成、発注者への提出。発注者は入札結果評価報告書（案）を最終化し落札者を決定する。

③ 検査支援業務

（ア）　　発注者立会いのもと検品（品目、数量、仕様の照合、不具合の有無を確認）

（イ）　　据付作業の監理

（ウ）　　発注者立会いのもと試運転及び試運転結果の確認（不具合の有無を確認）

調達機材の想定規模は以下のとおり。対象施設を再確認後、カウンターパート及び発注者と最終確定する。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	三次病院必須医療機器セット	CEmONCに係る必須医療機材（例：超音波診断装置、胎児モニター、酸素濃縮器、手術室機器、新生児蘇生・保育機器等）	3	供与機材	本見積
2	緊急ケア必須機器セット	BEmONCに係る必須医療機材（例：分娩台、 新生児蘇生バッグ、血圧計、 体重計等）	5	供与機材	本見積
3	ポータブル超音波スキャナー	―	8	供与機材	本見積
4	複合機	―	1	供与機材	本見積

第８条　「相談窓口」の設置

　発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1

案件概要表

1．案件名

国　名：リベリア共和国（リベリア）
案件名：
（和名）母子手帳を用いた母子保健医療サービスの質向上プロジェクト
（英名）Project for Quality Improvement of Maternal and Newborn Health Services with the Use of Pregnant Women and Child Health Book

2．事業の背景と必要性

（1） 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

世界保健機関（WHO）の2023年の統計によると、リベリアの妊産婦死亡率は627.7（出生10万対）、新生児死亡率は29.6（出生1,000対）と、アフリカ地域平均それぞれ442.1（出生10万対）、26.0（出生1,000対）を上回る高い水準となっている。特に妊産婦死亡率は、WHOの分類で「非常に高い（very high）」（500～1000（出生10万対））に区分される。この高い死亡率の背景には、14年間に及ぶ内戦により医療提供体制が壊滅的に弱体化したことで、その負の遺産が影を落としてきたことがある。2000年代初頭の内戦終結以降、緊急人道支援から持続可能な保健システム強化への移行が進められてきたが、2014年から2016年にかけてのエボラウイルス病（出血熱）の流行により保健システムの脆弱さが露呈した。さらに、2020年からの新型コロナウイルス感染拡大も医療サービス提供に深刻な影響を与え、保健システムの再構築に係る課題は多い。

リベリア政府は2023年の選挙を経て2024年1月に就任したジョセフ・ボアカイ新大統領の下、「国家開発計画2024-2029」を策定し、母子の健康改善を最優先課題に掲げた。前政権下で策定された「国家保健政策2022-2031」及び「国家保健セクター戦略計画2022-2026」も継続され、妊産婦・新生児の健康を優先事項とし、一次から三次までの医療提供体制の整備や継続ケアの強化、基礎的かつ包括的な緊急産科・新生児医療サービスの拡充、医療機材の適正使用・管理などに取り組んでいる。また、これら政策に沿い、リベリア保健省は2024年に妊婦健康カードと子ども健康パスポートを統合した母子手帳（Pregnant Women and Child Health Book）の試行的導入を決定した。これを受け、国際協力機構（JICA）や国連児童基金（UNICEF）の協力を得て、2026年6月頃の完成を目標としたパイロット事業が一部地域で進められている。

こうした状況の下、リベリア政府は、技術協力「母子手帳を用いた母子保健医療

サービスの質向上プロジェクト」（以下、「本事業」）を要請した。JICAは、2015年から2018年に実施した「保健サービス監理支援能力強化」（個別専門家）に続き、2021年から2024年まで技術協力「モンセラード州保健サービス改善・監理支援能力強化プロジェクト」を展開してきた。これらでは、モンセラード州保健局職員を中心に、5Sカイゼンアプローチを使った保健サービスの質改善、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルに基づく活動の実施、年次活動計画の改善に注力した。本事業では、これら先行案件の成果を活かし、モンセラード州を対象地域として、母子手帳の活用基盤の強化やリベリア・日本友好母子病院（三次医療施設）や周辺の二次を中心とした医療施設の医療従事者の能力強化、医療機材の維持管理能力の向上・適正使用の推進、施設間連携（紹介・搬送体制）の強化を図る。これにより、質の高いケアが必要な施設で必要なタイミングで受けられ、かつ母子継続ケアが定着することを目指す。

（２） 保健セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

日本政府は、対リベリア共和国国別開発協力方針（2025年4月）において、重点分野（中目標）として「人材育成等による社会基盤の形成」を掲げた。また、そのための具体的協力分野として「母子保健サービス強化」を設定し、「母子保健サービスのアクセスと質の向上や保健衛生環境の改善に取り組む」ことを明示している。また、日本政府が2022年5月に決定した「グローバルヘルス戦略」では、政策目標の一つとして「より強靭、より公平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指す」とし、各国の保健システム強化や母子保健課題への具体的取組を掲げている。同年8月にチュニジアでのTICAD8で発出されたチュニス宣言では、アフリカ諸国におけるUHCの達成へのコミットが表明された。さらに、2023年のG7広島サミットにおけるG7広島首脳コミュニケでは、平時の保健システム強化の一環として、パンデミック前の水準より改善させることを達成するために、必須の保健サービスの発展・回復を通じた各国のUHC達成支援を行うことが示された。

JICAの課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「保健医療」における母子保健クラスター事業戦略「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケア強化」では、リベリアを協力重点対象国の一国に設定し、質の高い母子継続ケア・サービスの利用、母親や家族、コミュニティによる家庭での適切なケアを実現することで、すべての女性と子どもの健康とウェルビーイングを目指している。母子手帳の活用促進、医療従事者への研修及び機材メンテナンスの実施、紹介・搬送体制強化を通じて母子保健人材育成及び保健医療施設の機能強化に資する本事業はこの方針に合致する。また、本事業は、JICAが重視する「人間の安全保障」の理念にも合致している。リベリアでは質の高いケアを提供するための人材を含む医療資源が慢性的に不足し、安全な出産が可能な医療施設の整備が不十分なため、妊産婦と子どもの生命及び尊厳を脅かしている。本事業は、母子手帳の活用、能力強化及び機材維持管理によるサービス提供体制強化並びに紹介・搬送体制強化を

通じて、すべての妊産婦と子どもが質の確保された基本的保健サービスにアクセスできることを促進し、脅威からの保護に寄与する。更に、母子手帳の活用により女性や家族が保健情報を得て意思決定を行うなど、エンパワメント面でも人間の安全保障に寄与する。

本事業はこれら日本政府の協力方針や国際公約、JICAの事業展開方針に合致し、また当国におけるSDGsゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」（特にターゲット3.8「UHCの達成」）の達成に貢献するものである。

（３） 他の援助機関の対応

世界銀行は、モンセラード州に所在する既存のレデンプション病院（旧病院）の強化支援に加え、5,400万米ドルの規模で、別地域での新レデンプション病院（母子関連病棟約150床を含む）の新設を支援している。WHOは医療施設アセスメントの実施支援や保健政策・戦略の立案やモニタリング・評価支援を行ってきた。

UNICEFは、各州にて子どもの生存に係る活動を展開し、JICAと連携して母子手帳の試行的導入を支援している。国際連合人口基金（UNFPA）は、妊産婦の保健に重点を置いた取り組みを展開し、リベリア・日本友好母子病院（以下、「日リ友好母子病院」という）の施設補修やモンセラード州の二次公的医療機関を対象とした施設整備や能力強化活動を実施している。フランス開発庁は、地域・一次医療レベルの母子保健活動の支援のほか、保健省や州保健局の行政能力・財政管理能力強化にも協力している。

３．事業概要

（１）事業目的

事業は、モンセラード州において、①医療従事者及び妊婦による母子手帳の効果的な活用のための体制強化、②医療従事者の能力強化と医療機材の適切な維持管理によるサービス提供体制の強化、③周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制の最適化を行うことにより、対象医療施設における母子保健医療サービスのアクセスと質の向上を図り、もってモンセラード州における母子保健医療サービスへのアクセスと質の向上に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

モンセラード州

（３）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：保健省（約15人）、モンセラード州保健局（約25人）、医療施設（三次レベルを含む8施設）の医療従事者（約144人）及び生体医工学技師／技術者（約16人）（※ベースライン調査時に精査する）

最終受益者：モンセラード州にて母子保健医療サービスを受診する妊婦及び新生児（それぞれ約75,000人）

（４）事業実施期間

2027年 2月～2031年2月を予定（計48カ月）

（５）事業実施体制

実施機関：保健省家族保健課

・プロジェクトダイレクター：保健省首席医務官
・プロジェクトマネージャー：家族保健課課長
（６）他事業、他援助機関等との連携・役割分担
１）我が国の援助活動
JICAは2015年から2018年に実施した「保健サービス監理支援能力強化」（個別専門家）に続き、2021年から2024年まで技術協力「モンセラード州保健サービス改善・監理支援能力強化プロジェクト」を実施した。このプロジェクトでは、モンセラード州保健局の職員や医療従事者を中心に、5Sカイゼンを活用した保健サービスの質改善に取り組んでおり、本事業でもサービスの質向上やモンセラード州での活動に重点を置くことから、モンセラード州保健局職員を中心にこれまで育成され、改善された管理支援能力を有する人材の知見を活用し、本事業においてモンセラード州保健局の協力や監理機能が十分に発揮されることが期待される。
また、日リ友好母子病院は1982年に日本政府の協力で建設されたリベリア国内最高峰の三次医療施設である。2009年には無償資金協力「リベリア・日本友好母子病院改修計画」により内戦で荒廃した建物・設備の改修工事も行われたほか、その後も「医療機材保守管理」（個別専門家）、「母子病院マネジメント強化支援（病院管理）」（個別専門家）等の技術協力が行われてきた。2022年の「アフリカ地域新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査」では、無償資金協力「リベリア・日本友好母子病院周産期センター整備計画」が提案された。将来的な無償資金協力事業の有効性を担保するには、一次・二次医療施設のゲートキーピング機能（初期診療・スクリーニング、軽症者の治療や正常分娩等）の適正化を図り、日リ友好母子病院の負担を軽減する必要がある。本事業は、そのような日リ友好母子病院の負担軽減に寄与するものである。また、本事業を通じて、周産期救急トリアージや紹介・搬送体制、二次医療施設の診療機能に関する課題・ニーズを整理することで、日リ友好母子病院を含む周産期医療提供体制の今後の機能強化や施設・機材整備の検討に資することも期待される。
２）他の開発協力機関等の活動
リベリアは、保健財政をはじめ保健システムが脆弱であることから、政策・制度への貢献、母子保健状況の改善に係る相乗効果の発現、リソースの動員の観点で、２（３）に記載の各機関の取り組みとの連携強化と整合性の向上が不可欠である。特に、統合版母子手帳の導入・活用において技術面を中心にUNICEFと引き続き連携し、本事業の対象施設で施設整備や能力強化活動を行っているUNFPAと活動内容や研修対象の重複を防ぎつつ効率的に人的・物的リソースの投入を行うことで、対象施設における質の高い母子保健医療サービスへのアクセス改善が期待される。
（７）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
１）環境社会配慮
①　カテゴリ分類C
②　カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：
リベリアは国民の半数以上が絶対的貧困（1日1ドル未満での生活）にあり、極度の多次元的貧困に直面している。その中でも女性や障害者は輪をかけて深刻な貧困下に置かれやすい。そのため、これらの者の医療へのアクセスや利用に負の影響を及ぼしやすい社会情勢等の変化に十分、留意しながら活動を行う必要がある。また、リベリアでは、全人口の10%以上（約53万人以上）が機能的障害を抱えて生活しているが、社会制度が十分に整備されていないほか、差別・偏見も根強く、政策立案の場での代表性も十分ではない。結果として、障害を持つ妊婦の医療施設へのアクセスや利用が損なわれていることが報告されている。これに対し、「国家保健政策 2022-2031」、「国家保健セクター戦略計画 2022-2026」等の主要保健政策・戦略では、公平性の改善や非差別原則を掲げるなどし、障害者の包摂に取り組もうとしている。本事業はその方針に沿い、適宜、活動や成果物に障害配慮の視点を盛り込む。
３）ジェンダー分類：
【ジェンダー案件】GI（P）女性を主な裨益対象とする案件
＜活動内容/分類理由＞本事業では、活動全般を通して、女性特有の健康ニーズや社会・文化的ニーズを鑑みた質の高い医療サービスへのアクセスの改善を図る。質の高い医療サービスや情報への妊産婦のアクセスが不十分であること、適切な周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制が欠如していること、医療施設の混雑や、女性が医療を求める際の自律性や意思決定に対する様々な社会的・文化的障壁等によって、妊産婦死亡率が非常に高い状況にあるなど、リベリアは世界の中でも女性の健康が損なわれやすい国である。その状況に対して、医療従事者及び妊婦による母子手帳の効果的な活用のための体制強化、医療従事者の能力強化と医療機材の適切な維持管理によるサービス提供体制の強化及び周産期救急トリアージと紹介・搬送体制の最適化を行い、女性に不均衡に影響を与える母体および新生児の死亡率と罹患率の低減に直接貢献する。また介入においては、女性の安全、尊厳、満足を促進し、医療に関する自律性と意思決定を強化する。それらの活動によるプロジェクトの達成度をはかるべく、産前健診・産後ケアを受けた妊産婦・母子の数や質の高い母子保健医療サービスのケアの質基準を満たす医療施設の数等を指標として設定し、ジェンダー分析を行う。なお、「国家保健政策 2022-2031」、「国家保健セクター戦略計画 2022-2026」等の主要保健政策・戦略では、「ジェンダーへの配慮と対応（Gender sensitivity and response）」が基本原則として規定されており、本事業もこれに沿った活動や成果産出を行う。
（８）その他特記事項
リベリアの現在の医療サービスの質等より、日本人専門家の傷病時、必ずしも適切な救命・緊急搬送対応が容易ではない事態も発生しうるため、リスク回避の観点で長期専門家の派遣は行わない。

４．事業の枠組み

（１）上位目標：モンセラード州における母子保健医療サービスのアクセスと質が向上する

指標及び目標値：

1.　モンセラード州における産前健診（Antenatal care: ANC）を4回以上受診した妊婦数（ANC4+）、助産専門技能師（Skilled Birth Attendant: SBA）の介助による分娩数、早期産後ケア（2日以内）（Postnatal care: PNC）を受けた母子の数

2.　モンセラード州における妊産婦死亡数

3.　モンセラード州における新生児死亡数

（２）プロジェクト目標：対象医療施設における母子保健医療サービスのアクセスと質が向上する

指標及び目標値：

1.　対象医療施設における産前健診を4回以上受診した妊婦数（ANC4+）、助産専門技能師（SBA）の介助による分娩数、早期産後ケア（2日以内）（PNC）を受けた母子の数

2.　国家政策及びプロトコルに沿って通常の周産期ケア及び緊急産科・新生児ケア（Emergency Obstetric and Neonatal Care: EmONC）を提供するために必要不可欠なリソースを備えた病院・保健センターの数

3.　質の高い母子保健医療サービスのケアの質（QoC）最低基準を満たす医療施設の数

4.　プロジェクト対象医療施設で、ガイドライン（紹介・搬送体制、周産期救急トリアージ）に従って事前に規定された施設で実施される分娩の割合

5.　母子手帳の記載情報を参照して実施された分娩の割合

（３）成果：

成果１：医療従事者及び妊婦が母子保健医療サービスのために母子手帳を効果的に活用することができる

成果２：医療従事者の能力強化と医療機材の適切な維持管理により、サービス提供体制が強化される

成果３：周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制が最適化される

（４）活動：本事業では、ベースライン調査で目標値等各種値を明確化する。

成果0（プロジェクト実施管理）

0-1. ベースライン調査を実施する

0-2. エンドライン調査を実施する

0-3. 合同モニタリング報告書を作成する

0-4. 評価報告書を作成する

成果1

1-1. 国家レベルの関連ステークホルダーで構成される国家母子手帳調整委員会を組織化・支援する

1-2. 母子手帳国家プロトタイプを改訂・確定し、妥当性を確認する

1-3.母子手帳を活用して質の高い母子保健医療サービスを提供するための必須行動（母子手帳最低基準）を定義する
1-4.母子手帳最低基準のためのモニタリングチェックリスト及び研修教材、ユーザーガイドを開発し妥当性を確認する
1-5.母子手帳プログラムのための管理運用規定を策定し、妥当性を確認する
1-6.モンセラード州において母子手帳最低基準に関する医療従事者向け指導者養成研修を実施する
1-7.モンセラード州において母子手帳最低基準に関する医療従事者向け研修を実施する
1-8.対象医療施設において母子手帳最低基準に関するモニタリング・スーパービジョンを実施する
1-9.母子手帳の内容に関する妊婦及び家族向けInformation, Education and Communication（IEC）教材（視聴覚資材、ジングル、ポスター）を開発する
1-10.母子手帳の全国展開計画の参考のため、ガーナ現地視察（第三国研修）を実施する
1-11.母子手帳の全国展開計画を策定を支援する。
成果2
2-1.維持管理された医療機材を活用した質の高い母子保健医療サービスの最低基準（QoC最低基準）を特定する
2-2.質の高い母子保健医療サービスに必要な医療機材維持管理技術委員会（Technical Working Group for strengthening maintenance system for quality MNCH services: TWG-M）の定例会合を開催する
2-3.質の高い母子保健医療サービスに係る（医療機材）維持管理システム強化のための国家医療技術マネジメント戦略を実施する
2-4.質の高い母子保健医療サービスの医療機材維持管理のための国家予算配賦を促進する
2-5.質の高い母子保健医療サービスの医療機材維持管理のための生体医工学技師／技術者向けチェックリストを開発する
2-6.質の高い母子保健医療サービスの医療機材維持管理のための生体医工学技師／技術者向け研修を実施する
2-7.医療従事者向けEmONC及び予防的ユーザー維持管理の研修資材を開発する
2-8.医療従事者向けEmONC及び予防的ユーザー維持管理に関する指導者養成研修を実施する
2-9.対象医療施設において医療従事者向けEmONC技術及び予防的ユーザー維持管理の研修を実施する
2-10.対象医療施設において、EmONC研修を受けた医療従事者による維持管理された医療機材を活用したサービス提供をモニタリング・スーパービジョンする

2-11.必要に応じて、モニタリングの結果を反映し、各対象医療施設に追加支援を提供する

成果3

3-1.周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制の最適化のための国レベルの技術作業部会（Technical Working Group for optimizing the obstetric Triage and Referral system: TWG-TR）を設立する

3-2.活動0-1の状況分析に基づき、各対象医療施設における周産期救急トリアージ及び紹介・搬送の現行運用体制及びプロセスを明確にする

3-3.紹介・搬送及び周産期救急トリアージガイドライン（ガイドラインRT）のドラフト及びツールを開発する

3-4.対象紹介・搬送病院において母子手帳を持たずに来院する妊婦等への対応計画を策定する

3-5.対象医療施設における周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制に関する医療従事者向け研修教材を開発する

3-6.対象医療施設において周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制に関する医療従事者向け研修を実施する

3-7.対象医療施設における周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制のためのモニタリング及び評価用チェックリストを開発する

3-8.周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制に関する合同モニタリング及び評価を実施する

3-9.モニタリング及び評価から周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制の運用に関するグッドプラクティスを特定する（ジェンダー配慮を含む）

3-10.3-8及び3-9の結果に基づき、ガイドラインRT及びツールを確定する

3-11.確定したガイドラインRTを保健省に提出し、承認を得る

5．前提条件・外部条件

（1）前提条件

1）保健省が母子手帳を既存の保健システムに組み込むことに賛成している

2）周産期救急トリアージ及び紹介・搬送体制の最適化のための国レベルの技術作業部会（TWG-TR）及び医療機材維持管理技術委員会（TWG-M）運用化が保健省における高い優先事項である

3）研修を受けた多くの医療従事者が職を離れない

4）主要プロジェクトメンバーの交代が生じた場合、速やかに後任が任命され、業務の円滑な引き継ぎが確保される

（2）外部条件

1）患者数の爆発的な増加又は医療従事者に対する感染リスクの拡大が生じない

2）国際貿易摩擦や資源不足等により、医薬品のグローバル・サプライチェーンが崩壊しない

３）公衆衛生上の緊急事態や予期せぬ大規模自然災害等の影響により、リベリア政府及びWHO等の国際機関による母子保健に関する政策に、重大な変更が生じない

６．過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

類似案件①：「パレスチナ国母子保健・リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ 2」（事後評価年度：2015年）では、母子手帳の開発段階から実施機関及び関係機関との協議・協力枠組みを構築し、開発・改訂・普及の各プロセスへの積極参画を促進した。これにより、各機関の連携とオーナーシップが強化され、手帳の持続的活用が向上した。リベリアも、パレスチナ同様に紛争影響国であり、保健財政をはじめ保健システムが脆弱であり、母子手帳の開発や普及には複数機関との連携が不可欠である。このため、国際機関等との連携強化の重要性という教訓を活かし、成果１では活動の初期段階から国家母子手帳調整委員会の組織化等を最優先に位置づけ、連携強化を盛り込んだ。これは、成果２や成果３でも同様である。

類似案件②：「ガーナ国母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」（事後評価年度：2025年）では、母子手帳作成段階よりドナー調整を意識的に行い、研修教材や管理運営規定をガーナ政府が国の基準と認定したことによってドナーがこの基準に準拠した結果、全国展開を果たした。本事業では、将来的な母子手帳の全国展開を見据えていることから、国家レベルで母子手帳最低基準を策定することをプロジェクト計画に反映させた。また、上記ガーナ案件では国内資金動員を行った結果、母子手帳の制度化が促進された教訓を生かし、本事業においても母子手帳の制度化に係るリベリア政府側の資金確保を促進する。

以　上

別紙2

共通留意事項

（１）必須項目

（1）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中

のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

1．選択項目

☒段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階 （計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

別紙3

共通業務内容

1．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・

提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：保健システム、母子保健、医療機材、紹介・搬送体制に係る支援

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙4 プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：リベリア国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2027年2月上旬に契約を締結し、2027年3月に現地渡航してプロジェクトを開始し、2031年4月にプロジェクトを終了する（51か月間）。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約　39.28人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.9を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。業務従事者構成の検討に当たっては、母子保健、緊急産科・新生児ケア、医療機材の専門性を持つ従事者を含めること。業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

２）渡航回数の目途　延べ27回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ローカルコンサルタントの傭上

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 母子手帳を用いた母子保健医療サービスの質向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）

２）公開資料

- リベリア国 モンセラード州保健サービス 改善・監理支援能力強化プロジェクト業務完了報告書

12387296.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

2）

3．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料２：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（1）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

302,253,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（7,141,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費	第２章 特記仕様書案 第４条. 業務の内容②（２）	7,141,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費（1,059,000円）	報酬 国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更

手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）その他留意事項

1）JICAが本案件開始5か月後をめどに車両を1台調達予定です。それまでの期間に係る車両傭上費を計上してください。

別紙4：プロポーザル評価配点表

別紙4

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（1）類似業務の経験	6	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
2．業務の実施方針等	**(70)**	
（1）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（2）要員計画／作業計画等	(10)	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
3．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
1）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
2）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**(－)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
3）業務管理体制	**(－)**	**(4)**

以　上